

議案第 36 号

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部改正について

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 27 日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市法定外公共物管理条例及び上越市準用河川管理条例の一部を改正する条例

(上越市法定外公共物管理条例の一部改正)

第 1 条 上越市法定外公共物管理条例（平成 14 年上越市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

175円
65円
130円
3,940円
7,895円
7,895円に長径が 120cmを超える 15cmまでごとに 789円を加算した額
195円
175円
150円

を

200円
75円
150円
4,500円
9,015円
9,015円に長径が 120cmを超える 15cmまでごとに 901円を加算した額
220円
200円
170円

に改める。

(上越市準用河川管理条例の一部改正)

第 2 条 上越市準用河川管理条例（平成 14 年上越市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中	「		を	「		に改める。
		195 円			220 円	
		175 円			200 円	
	」	150 円		」	170 円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 第1条の規定による改正後の上越市法定外公共物管理条例別表第2の規定及び第2条の規定による改正後の上越市準用河川管理条例別表第3の規定は、この条例の施行の日以後の徴収に係る採取料について適用し、同日前の徴収に係る採取料については、なお従前の例による。